

令和6年度豊川市地域福祉計画推進委員会議事録

日時：2024/06/27

場所：豊川市中央図書館 集会室

○中尾課長

この先の議事進行でございますが、本来であれば委員長が行うこととなりますが、昨年度の任期満了の本日、第1回目の委員会でございますので、まだ議長選出されておきませんので、議長が選出されるまでの間、私が進行させていただきます。ご協力お願いいたします。本日の会議ですが、一般への公開という形で開催しておりますので傍聴席をつけております。よろしくお願いいたします。

また本日の会議ですが、委員の過半数の出席がございますので、委員会は開催いたします。初めに、本年度より委員をお引き受けいただく方もおみえになりますので、本計画の内容と、昨年度の経緯を合わせて説明させていただきます。本計画でございますが、社会福祉法第107条に規定されております地域福祉の推進に関する事項や、地域における福祉課題に対して取り組むべき事項を示した総合的な計画となっております。お手元の「第4次豊川市地域福祉計画」概要版をご覧ください。表紙にあります「ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ ～みんなでつくる地域共生社会～」は、計画の基本理念で、計画期間は、左下のとおり令和5年度から令和9年度までの5年間です。続いて、第4次豊川市地域福祉計画の概要版、このピンクの冊子がございますので、表紙をおめくりください。2ページの上段になりますが、計画についての説明がございます。「地域福祉計画」は、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるように、地域社会を取り巻く変化やそれに伴う新たな課題に対応し、それを計画的に取り組むために策定されたものです。この計画は社会福祉協議会の第5次豊川市地域福祉活動計画と豊川市成年後見制度利用促進計画を包含して策定しております。次に隣の3ページをご覧ください。まず、本計画では、ふれあい、支えあい、夢のある地域共生社会をつくっていくためには、市民、地域福祉団体、社会福祉協議会、市がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。この計画は、3ページ以降のとおりに、「基本理念」の実現に向け、「基本目標」を定め、「基本方針」に紐づく施策について、それぞれの取り組みをすすめていきます。基本理念の実現に向けて、下段がございます4つの基本目標立てを定めております。6ページをご覧ください。計画策定に際しまして、基本目標に関わる項目について、市民アンケート調査により現状値を把握しており、計画期間が満了する令和9年度における目標値を定めています。計画期間が満了する令和6年度では、取り組みに対する内部評価と、この目標指標の達成状況を確認する客観評価によって進捗管理を行うものとしております。内部評価と、この目標指標、本日の地域福祉計画推進委員会は、お手元に豊川市地域福祉計画推進委員会設置要綱を配布しておりますが、こちらに第2条の規定がございます。お手元に、本計画の進捗管理の評価、取り組みに対するご意見提案をいただくことを目的としておりますので、よろしくお願いいたします。次に次第の2、委員自己紹介ですが、本日が第1回目となりますので、委員の皆様にご自己紹介をいただきたいと思っております。それでは、川島委員長からよろしくお願いいたします。

○川島委員

皆さんこんにちは。日本福祉大学の川島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○伊藤委員

2番目の伊藤民雄です。元連区町会の役員です。今回も続けて見直していただきます。よろしくお願いいたします。

○足木委員

豊川市障害者団体連絡協議会より、初めてなのでよろしくお願いいたします。

○山崎委員

豊川市社会福祉協議会の事務局長をしております山崎と申します。よろしくお願いいたします。

○櫻井委員

豊川市老人クラブ連合会長の櫻井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤委員

こんにちは。名簿で言いますと13番特定非営利活動法人東三河後見センターの代表理事をしております工藤といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川瀬委員

公募させていただいて、委員となりました。一宮地区の連区長をさせていただいて、現在はまちづくり委員会、防犯会、福祉委員会の仕事をしております。よろしくお願いいたします。

○加藤委員

愛知県豊川保健所の健康支援課の加藤です。よろしくお願いいたします。

○木和田委員

皆さんこんにちは。豊川市子ども健康部長の木和田です。こちらでは、豊川市社会福祉事務所長ですが、よろしくお願いいたします。

○小島委員

皆さんこんにちは。福祉部長の小島です。こちらでは、豊川市社会福祉事務所長ですが、よろしくお願いいたします。

○権田委員

皆さんこんにちは。音羽地区で地域福祉活動推進委員会をやっています権田と申します。よろしくお願いいたします。

○豊田委員

皆さんこんにちは。豊川市内で子育て支援をしておりますNPO法人とよかわ子育てネット代表理事の豊田です。よろしくお願いいたします。

○平野委員

皆さんこんにちは。豊川市介護保険関係連絡事業者の会長を務めております平野と申します。よろしくお願いいたします。

○中村委員

こんにちは。豊川市社会福祉施設協会の中村です。よろしくお願いいたします。

○加藤雪絵委員

失礼します。豊川市小中学校長会の加藤雪絵といいます。よろしくお願いいたします。

○野村委員

こんにちは。野村公樹といいます。豊川市ボランティア連絡協議会からきました。よろしくお願いいたします。

○中尾課長

ありがとうございました。続きまして事務局の紹介をさせていただきたいと思えます。

○松井次長

豊川市福祉部次長の松井と申します。よろしくお願いいたします。

○中尾課長

改めまして豊川市地域福祉課長の中尾と申します。よろしくお願いいたします。

○浅見補佐

同じく地域福祉課課長補佐の浅見と申します。よろしくお願いいたします。

○多比良補佐

介護高齢課の多比良と申します。よろしくお願いいたします。

○加藤補佐

障害福祉課の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○柚原専門員

地域福祉課の柚原と申します。よろしくお願いいたします。

○小林課長

豊川市社会豊川市社会福祉協議会、地域福祉課長の小林と申します。よろしくお願いいたします。

○田中主幹

同じ豊川市社会福祉協議会地域支援課の田中と申します。よろしくお願いいたします。

○柘植課長

同じく豊川市社会福祉協議会障害福祉課の柘植と申します。よろしくお願いいたします。

○小川補佐

同じく地域福祉課の小川といいます。よろしくお願いいたします。あと本日相馬というものが、対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

○中尾課長

それではよろしくお願いいたします。では会議に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。本日お配りしました資料は、委員会の次第、席次表、委員名簿、委員会設置要綱でございます。また本日お持ちくださるようお願いしておりました資料としまして、地域福祉計画の本冊と概要版、事前送付の資料の1、2、3となります。資料が足りない方がいらっしゃいましたら、申し出いただきたいと思いますが、よろしかったでしょうか。すいません、本日お配りした資料に重層的支援体制整備事業の計画も含まれております。申し訳ございません。では続きまして、次第の3、委員長及び副委員長選出についてに移ります。お手元の豊川市地域福祉計画推進委員会設置要綱をご覧ください。委員会設置要綱第5条になりますが、第5条に委員長及び副委員長を置く。また、委員長及び副委員長は、委員の互選により選出することとなっております。どなたかご意見はございますか。山崎委員お願いします。

○山崎委員

皆さん適任かと思えますけれども、初めてお目にかかる方もいらっしゃいますので、事務局に何か考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○中尾課長

ただいま山崎委員から事務局に考えがあればと、ご意見がありました。事務局からですが、委員長には、地域福祉政策に精通しており、昨年度までの委員長として、

委員会を取りまとめてくださいました日本福祉大学の川島ゆり子委員。副委員長につきましても、地域活動に精通しているという観点から、引き続き、地域福祉活動者の代表としまして、ボランティア連絡協議会の野村公樹委員が適任かと思いますが、いかがでしょうか。ありがとうございます。ご異議がないようですので、委員長を川島委員、副委員長を野村委員にお願いしたいと思います。早速ですが、委員長副委員長はそれぞれの席へお願いいたします。それでは代表して委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

○川島委員長

改めまして日本福祉大学の川島でございます。昨年度、地域福祉計画が策定を進めまして、いよいよ今年から、この計画を踏まえ進めていくという時期になりました。特に計画というのは、作りっ放しでは意味がございませんので、もう作った瞬間から次の計画の議題として進めるというところになっております。どうぞ皆様と一緒に、地域福祉計画がしっかりと進んでいるかどうかを見直しながら進捗を管理して、次の計画につなげたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中尾課長

ありがとうございます。それでは、推進委員会設置要綱第6条第2項により、委員長が会議の議長となりますので、以降の会議の進行につきましては、議長よろしくお願いいたします。

○川島委員長

それでは議長といたしまして議事を進めさせていただこうと思います。次第4の議題に移らせていただきます。本日は会議が円滑に進行いたしますように、ご協力をよろしくお願いいたします。昨年度は、令和4年度末に策定をされました、第4次豊川市地域福祉計画の計画期間の初年度といたしまして、この計画を着実に推進するために取り組みをどう評価しているのか、どのようにつなげていくのかということとを、一緒に検討して参りました。それでは議題1、第4次豊川市地域福祉計画の令和5年度の進捗状況について事務局より説明をお願いいたします。

○柚原専門員

議題1、第4次豊川市地域福祉計画の令和5年度進捗状況について、お話をさせていただきます。お手元に事前に送付させていただきました、資料1と資料2のご用意をお願いいたします。本日は、こちらの表、資料2の各課評価シートを中心に取り組みを抜粋して説明をさせていただきます。資料1は、目標値に対する実績値と自己評価を一覧にしたものとなりますので、参考にご覧ください。初めに、基本目標1、地域と繋がる学びと交流の場づくりを進めますについて説明をしていきます。

○多比良補佐

介護高齢課の多比良と申します。よろしくお願いいたします。まず資料の2ページをご覧ください。基本方針1の2、地域の身近な交流ふれあいの推進。施策1、地域福祉の拠点づくりの推進、主な取り組みとして、介護予防教室等の通いの場、元気グループづくりの推進でございます。これまでは、活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場の創出と活動支援を行っております。また、住民主体の通いの場の担い手を育成するため、介護予防サポーター養成講座、介護予防サポーターステップアップ講座を実施しております。住民主体の通いの場とは、地域の高齢者が週1回など定期的に集まり、体操や茶話会などの活動を行うことを通じて、高齢者の居場所づくり、人と人との繋がりづくりなどを行い、介護予防につなげるものでございます。実施に当たっては、地域の人とのつながりを通して活動が広がる地域

づくりの視点を重視しており、介護高齢課主催の介護予防教室に参加された方に、運動を継続するよう働きかけたり、住民主体の通いの場の創出と継続を支援したりすることにより、身近にいつでも参加できる介護予防教室が市全体で開催されることを目指しております。創出された住民主体の通いの場は「元気グループ」として、介護高齢課に登録していただいております。令和5年度末の登録団体数は32団体となっております。令和3年度末が20団体でしたので、順調に増加しているといえる状況ですが、歩いて通える場所に、住民主体の通いの場があることが理想とされていますので、もっともっと増やして、市内各地域に通いの場を創出することを目標と考えております。元気グループに登録された団体には、活動を停滞させないようにするため、運営上の課題や困りごとをご相談いただくなどして、継続支援に努めております。また、各団体で行っている運動の効果を維持・向上するため、専門職による「フォローアップ教室」を市の予算で実施しております。さらに、年2回、介護高齢課が交流会を開催し、各団体の代表者に集まっていただき、情報交換や、成功事例の紹介、運営上の課題に対する相談などを行っています。今後も、介護予防教室の参加者に地域で継続的に介護予防に取り組むことの意義について啓発し、元気グループ登録団体及びその担い手を増やすことにより、地域での介護予防活動を充実させ、健康寿命の延伸を図っていきたいと考えております。通いの場づくりについては以上です。

○田中主幹

豊川市社会福祉協議会地域支援課の田中と申します。同じシートの部分ですので私からも説明をさせていただきます。2ページになります。こちら担当が介護高齢課と社会福祉協議会になっておりますので社会福祉協議会の部分についてご説明をさせていただきます。事業でいくとすべて「(社)」と書いてあるところが我々の取り組みとなっております。まず、「2令和5年度の取り組み方法」に対する「3成果、課題及び今後の取り組み方針」について説明をします。高齢者の居場所でもある「ふれあいサロン」の未設置地区に対して、地域住民の皆さまと協働しながら、地域福祉の拠点づくりを目的とした介護予防教室を市内4か所で開催することを目指値として設定しました。成果としましては、地域住民の皆さまと協働をしながら、4圏域5地区（幸町、牧野町、汴野町、瀬木住宅地区、千両住宅地区）で開催をすることができました。課題としては、開催地区の選定において、地区に公的な開催場所（集会所や地区市民館等）がない地区や開催場所が遠方のため、交通弱者にとっては参加ができないような状況があるといった点があります。今後の取り組み方針としましては、開催地区の選定問題については、介護保険事業所や障害者支援施設、民間事業所との協働や屋外での開催なども検討し、「身近な居場所づくり」を目指し、地域住民の皆さまと協働をしながら当該教室を開催していきます。自己評価としましては、介護教室が計画通り4ヶ所開催できましたので4とさせていただきます。令和6年度の取り組みについてですが、地域の身近な交流、ふれ合いの場であるふれあいサロンが設置されていない地区の調査を行うとともに、設置されていない原因、住民ニーズを勘案しながら、地域住民の皆様との協働のもと、新たに4圏域で介護予防教室を企画し、地域の居場所の充実を図って参りたいと思っております。1-2-1については以上でございます。続きまして9ページに移らせていただきます。基本方針2-1「地域における福祉・支えあい活動の推進」、「施策3地域活動者間の交流と連携強化」、主な取り組みとして、「交流の機会や地域課題について話し合う場づくり」です。こちらの項目は社会資源を探して参加者

につなげようという活動になります。目値としましては年間20件というのを挙げております。地域福祉課に社協から配属（市委託事業として配属）になっております地域共生推進員がおりますので、この者を中心に活動を積極的にしまして、年間実績としては44件です。分野としても多岐に渡りまして、障害などの福祉分野から、子育て、あるいは民間企業や農家など、多様な主体とこれから関わっていけるのではないかなということで接触分野と図ることができます。この中から実現するサービスがどんどん増えていく状況ではありますので、行動の範囲や分野、件数としても順調に進んでいくと考え、自己評価は4としております。来年度も引き続きこの地域資源の発掘に力を入れてやっていきたいと考えております。以上になります。続きまして、基本目標に移りたいと思います。こちらの目標は、助け合い支え合いの仕組みづくりを進めますというところに繋がっていくとなっております。9ページ、基本方針2の1「地域における福祉支え合い活動の推進」、施策の3「地域活動者間の交流と連携強化」です。主な取り組みとして交流の機会や地域活動について話し合う場づくりということです。地域活動者、まず今年度の取り組み成果が大事ですけども、連区長や町内会長、福祉委員及び民生委員などと、多くの住民の皆様に参加を呼びかけ、地域の福祉課題の共有、抽出、解決に向けた取り組みなどについて話し合いを行う地域福祉懇談会を年35回開催することを目標値として設定をしました。成果としましては、地域課題の解決に向けた具体的な活動や、住民同士がお互いに助け合うための仕組みづくりなどについての意見交換会を34地区で開催をし、510名の皆様にご参加をいただきました。課題としましては、地域課題の解決に向けた取り組みなどについて、地域の皆様と意見交換をしておりますけれども、課題解決に向けた支援策などについて、社協として具体的な活動へと繋がるような助言や協議が十分にでききれていない場合があったのではないかと考えています。今後の取り組み方針としましては、多くの皆様にご参加をいただき、地域課題の解決に向けた取り組みや、住民同士が我が事として、お互いに助け合うための仕組みなどについて話し合いをする機会を設けていきます。自己評価としましては、地域課題の解決に向けた話し合いの機会を計画どおり設けることができたため、4としました。令和6年度の取り組みについてですが、地域住民が集い、自身が生活する「地域」の課題を見つめ、その解決に向けた話し合いの場である「地域福祉懇談会」を34回（地区）にて開催していきます。2—1—3については以上でございます。

○柚原専門員

続きまして、2—2—1、町内会加入促進事業というものが主な取り組みとなっております。担当課の市民協働国際課に代わって説明させていただきます。

令和5年度の取り組み方法は、転入者やアパート管理業者を通して加入啓発を行うというものでした。町内会加入促進キャンペーンを市民課窓口等で行ったり、民間不動産業者等と協力して、入居時や住宅購入時に加入を促し、加入世帯の増減増加につなげました。課題としては、①高齢化による脱会、②若い世代の未加入、③町内会役員業務の負担軽減、であると認識し、取り組みの方針としては、子ども世代から町内会等への関心が持てるよう、出前講座や副読本を活用し、同時に電子回覧版「結ネット」の導入により負担軽減を図るように取り組んでいきます。評価としましては、一定の効果がありますが、脱会者の増加をふまえ、3としております。令和6年度の取り組み内容については、これまでの取り組みに加え、今年度、「町内会役員負担軽減プロジェクト会議」を立ち上げ、市として対策を検討していきま

す。また、今年度から、ICT化のメリットなどを伝えていく、ICT化講座を開催し、町内会が持続可能な支え合いの地域団体となるように支援をしていきます。2-2-1については以上です。

○田中主幹

では引き続き、12ページをご覧ください。10ページ、基本方針2の2「地域福祉推進組織の活性化」施策2「地域活動組織への支援」、主な取り組みとして「地域福祉活動推進委員会の支援」です。まず今年度の取り組み、成果課題については、市内29の地域において設置をされております地域福祉活動推進委員会に対して助成金を交付し、地域共生社会の実現に向けて、住民主体の取り組みである「ふれあいサロン活動」や「見守り訪問活動」などの地域福祉活動を、コミュニティソーシャルワーカーが後方支援を行いながら実施することとし、各福祉会で実施されているふれあいサロン活動を、コロナ禍前の開催水準まで戻すという目標を設定しました。成果としましては、市内28地区の地域活動推進委員会に助成金を交付し活動を支援することによって、住民相互の助け合いや交流の輪を広げるとともに支え合う地域づくりが推進をされ、ふれあいサロン活動実績については、123地区、延べ2,140回開催をすることができております。課題としては、コロナ禍の影響で活動を一旦中止した団体に対して、コミュニティソーシャルワーカーが活動再開に向けた働きかけを実施していますが、再開に向かう団体が一部に限られているという状況がございます。方針としましては、休止もしくは中止をしたふれあいサロンについて、実施主体である福祉協議会と意見交換を実施するとともに、再開に向けた企画の提案・支援を継続的に行っています。評価としましては、令和5年度に再開に至ったサロンが、2地区のみとなっているため3としております。令和6年度の取り組みについては、地域づくりを推進されている方々に対して、地域福祉活動の必要性、なぜその活動が必要なのか？についての理解を促すとともに、活動の再開に向けた取り組みについて積極的な支援を考えております。2-2-3については以上となります。それでは、14ページをご覧ください。基本方針の3-1、

「包括的な相談支援体制の充実」「施策の1相談窓口の充実」主な取り組みとして、「地域包括支援センター等相談支援機関の周知」です。まず今年度の取り組み、成果課題についてご説明をします。福祉相談センター及び市内の各相談窓口一覧に関するチラシを作成し、市民に広く相談窓口の周知を行いました。また、福祉相談センター及び市内の各相談、各機関と協働した研修会などを実施し、連携強化を図ることとし目標値については、地域包括支援センターにおける相談件数を1万9,000件と設定しました。成果としましては、地域包括支援センターの呼び名を「福祉相談センターに改め」、看板やパンフレットを作成し、市民に広く相談窓口を周知することができたこともあって、令和5年度の地域包括支援センターにおける相談件数は22,858件となっております。課題としましては、高齢者を中心とした周知となっておりますけれども、幅広い世代に届く周知をしていく必要があり、また地域の中で孤立し、相談窓口に関する情報が届いていないような方や、相談を拒まれるような方への対応について、関係機関や地域と協働しながら取り組む必要があると考えています。今後の取り組み方針としましては、幅広い世代に届く窓口の周知を図るとともに、関係機関や地域と連携しながら、確実に相談支援に繋がるような体制づくりを進めて参りたいと思います。自己評価としましては、「福祉相談センター」に呼び名が変わったが、大きな混乱なく窓口が周知されているため、4としました。令和6年度の取り組みについてですが、幅広い世代に向けた窓口の周知

を図るとともに、令和5年度に作成した「相談・つなぎのてびき」を関係機関や民生委員と共有しながら、支援を必要とする方が早期に相談支援につながるように取り組んでいきます。3—1—1については以上でございます。

○浅見補佐

続きまして15ページに移りたいと思います。

同じ項目ですけれども施策2専門相談支援の充実、主な取り組み重層的支援会議を開催した機関による支援プラン作成と支援の実施となっております。この重層的支援会議ですけれども、難しい困りごとを抱えた方をどうやって支援していこうかということを様々な団体、関係機関で協議して、支援につなげていくものになります。目標値については年間4回としておりましたが、大きく変えた点があり、前年度までは定例的な開催でしたが、折よく行うように改善しましたので、9回の実施をすることができました。件数としては大きく伸びた形になりましたが、依然として、課題なのは、本人同意を得ることが難しい点です。件数を客観的に見ると、何とか支援したいという気持ちはありますが、本人としては、余計なことはしてくれなくていいというパターンもあったりします。様々なご事情がありますから、自分のことを話してくれないという点は課題として残っております。自己評価としましては開催方法の見直しで多くの方の議論ができるようになったということで4としております。15ページについては以上となります。続きまして16ページの方に移らせていただきます。こちらと同じ項目ですけれども施策3、生活に困っている人への支援の充実、主な取り組みとして生活困窮者支援事業、というものになります。生活困窮の方に対して相談事業であるとか、住宅確保就労、一時生活支援など様々な事業を実施しております。目標値としましては、面接の相談件数を年間450件、それから庁内の支援会議を4件と設定しておりました。それから町の実績としましては面接相談件数が307件、庁内の会議については4件となっております。こちら件数としては下回った形になっています。令和2年度ではコロナ関係があり、生活に困ったという方も増えたことで相談ケースが非常に多かった記憶しております。庁内の支援会議については、予定通り4件、四半期に1回ずつ実施、実施することができました。課題としまして相談関係としては非常に充実しているのですが、住宅関係が難しいと担当からは伺っております。このような観点から自己評価は3となっております。こちらの件につきまして社協の方で新しい動きがあるということで、社協からの説明を追加させていただきます。

○小川補佐

小川から補足説明させていただきます。基本目標3—1—3「生活に困っている人への支援の充実」のための取組として、本会で今年度新たにはじめました「フードバンク事業」について説明させていただきます。本編のP55では、「生活に困っている人への支援の充実」するための社協の取り組みのひとつとして、「生活福祉資金等の貸付」を掲げています。多くの方がご相談いただき、その方に貸し付けの支援をさせていただきました。昨年、コロナが明けまして、償還が始まっていますが、経済的困窮が回復せず、償還の目途が立たない世帯もありました。また、新たに金銭的、経済的な支援が欲しいという相談も多数受けております。また一方で地域では、子供の貧困や孤食の改善としまして、子ども食堂の活動が広がっており、豊川でも13団体で、また新しく立ち上げたいというお話を伺っております。また、もう1つフードドライブといい、企業や、個人で余っている食材を集めまして、福祉施設や活動団体へ送るというものも、活発化しております。こういった背

景から、本会では、市民や企業から余剰な食品を集め、生活困窮世帯や子ども食堂活動を支援するために「フードバンク事業」を新たにはじめることとしました。現在は少しずつではありますが、市民の方や活動団体、企業からの寄付をいただき、食の支援を必要としている世帯の方へ引き渡すことができいております。今後は、市をはじめとした関係機関や市内の子ども食堂など地域福祉活動団体との連携を大切に、生活困窮者の早期発見・早期支援に繋がる仕組みの拡充に努めていきたいと思っています。事業からは以上です。

○田中主幹

続きまして17ページをご覧ください。

方針施策同じ主な取り組みとしまして、介護生活支援サポーター養成講座の実施でございます。まず、取り組み成果課題についてですけれども、高齢者などの支援に関する学びと支援現場を体験するという機会を提供し、市民の主体性に基づき運営される新たな市民参加サービスなどの担い手の養成を目指して、20名が養成講座を受講し終了することを目標値として設定しております。成果としましては、高齢者支援に関する学びと体験の機会を全5回のプログラムで提供し、15名が受講し、また、講座修了者などを対象に、より専門的な知識を高めるためのフォローアップ講座を開催し21名が受講されております。課題としましては、講座の内容が、「介護、生活支援」といった、主に高齢者への支援を主軸としているものであったため、受講生の世代や属性に広がりがなく、講座終了後の活動も狭い領域での活動となっています。方針としましては、地域共生社会の実現を目指して、講座の名称や内容変更を行って、世代や分野を超えた幅広い住民が安心して生活するための生活支援サービスの充実に向けた担い手を養成していきたいと考えております。自己評価としましては、高齢者支援の分野で活動を始める受講生がいる一方、活動の幅を広げることができていないため、3としました。令和6年度の取り組みについてですが、講座名を「地域・くらしのサポーター養成講座」と変更し、高齢者だけでなく、障害、子育て等、世代や分野を超えた幅広い住民が安心して生活するための一助となる生活支援サービスの充実に向けて、住民同士の支え合い活動を実践する担い手を養成していきます。3-2-2については以上です。

○浅見補佐

最後に基本目標4、安全安心に暮らすことができるまちづくりを進めますに繋がる取り組みを説明していきます。こちらですね、基本方針4の1、身近な地域の暮らしやすさの確保、施策3地域で孤立させない取り組みの強化、主な取り組みとしましてコミュニティソーシャルワーカーを中心としたアウトリーチ事業の推進となっております。こちらは客観的に見ると支援が必要な方だけでもシェアが届いていないので、こういった方にどうやって接触していこうかということで、このアウトリーチ事業を行っていきます。やはり主な対象者は、ひきこもりの方が多いです。事業の目標としては20件、年間接触していきたいと設定させていただいております。成果については、シートの方では23ケースと記載がありますが、集計を誤ってりましたので26ケースに修正していただけるとありがたいです。こちらのアウトリーチ事業は、支援が必要な方と接触をして重層的支援会議につなげていきたいと考えております。ひきこもりになられて、なかなか社会に出るのが嫌だなと思う方や精神的に不安定な方もいますので、このCSWを中心として、来年度以降もどんどん取り組んでいきたいと考えております。自己評価としましては、ケース的にはクリアしているといった4という自己評価をつけさせていただいております。

こちらのページについては以上となります。

○柚原専門員

27ページの基本方針4-2、「地域の見守り、防犯、防災防犯活動の推進」の部分です。地域防災活動の推進としまして、主な取り組みは、豊川防災リーダー等の育成、担当課は危機管理課となっており代わりに説明させていただきます。

令和5年度の取り組み方法としましては、広報やホームページで防災リーダー養成講座開講の周知を行い、地域で活躍できる人材の育成を行いました。令和9年度の目標値は、参加者数の合計として1,630人としています。成果としましては、令和5年度中に受講者が91名、参加者数の令和4年度末の受講者が1,467人ということでしたので、加えると、1,588人という受講者数となっております。資料1の実績値につきまして、令和5年度中の参加者数91となっておりますが、令和5年度末の参加者数として実績を1,588人とさせていただきたいです。課題としましては、受講カリキュラムが2日間の出席が求められるなど、受講者が受けづらい状況がありました。ですので自己評価としては、年間の目標数を下回ってしまった講座があったため3としています。令和6年度の取り組み内容については、講座内容を見直し、1日で受講が可能なものとして改め、参加しやすい体制にすることで、地域で防災活動を積極的に行うリーダーの育成に取り組んでいきます。4-2-1については以上になります。

続きまして、29ページをご覧ください。

基本方針4-2「地域の身近な交流・ふれあいの推進」、「施策3 地域防犯活動の推進」、主な取り組みとして「防犯カメラの設置」、担当課は人権生活安全課です。令和5年度の取り組み方法は、連区や町内会等が設置する防犯カメラに対して、設置費の一部を補助し、犯罪が起こりにくい環境づくりの支援をしました。年間の目標支援団体は4団体です。成果としては、令和5年度は設置費の補助率を9割としたことで、10団体の設置費について支援ができました。令和6年度からは補助率が8割に戻るものの、町内会の相談については丁寧に対応し、設置の支援をしていきます。自己評価としては、市職員にとどまらず、警察とも協力し合い、目標値以上の申請を受け、取り組みが順調に進んだとして評価は4としています。令和6年度の取り組み内容については、今後も町内会等の団体とともに効果的な設置方法について話をしながら、すでに設置済の耐用年数を超えた防犯カメラの更新も補助対象とし、積極的な周知活動に取り組んでいきます。議題1の第4次豊川市地域福祉計画の令和5年度進捗状況についての説明は以上になります。

○川島委員長

ありがとうございました。

事務局から説明がございました、第4次豊川市地域福祉計画令和5年度進捗状況につきまして、皆様からご意見を賜りたいと思います。

○平野委員

はい。介護保険関係事業者連絡協議会の平野です。

質問というよりは意見になりますが、17ページの、生活支援サポーター養成講座の実施の件です。地域くらしのサポーター養成講座に移行するということですが、現状のカリキュラムが平日毎週欠かさず出席しないといけないので、出席者が限られてしまいます。ましてや、多様な社会資源を活用しながらという視点では、教育機関の社会資源は大事な社会資源だと思っています。特に豊川市は、専門学校という介護の学校は2つあり、かなり珍しい地区ではないかと思っています。例えば専門

学校を活用した講座があれば、リカレント教育や生涯学習、リスキリングのようなことだけで進めるのではなく、学校の力も借りながら行うのがよいのではないかと思いますので、多様な資料活用というところから、学校なども活用できないかと思っております。続いて、24ページです。CSWを中心としたアウトリーチにおいて、ひきこもり等の支援を望まない方によりアプローチしていくかというところでは、引きこもりの中には、障害であったり、病気であったりということが潜んでいること多いと感じています。適切な治療や医療につなぐというところで、例えば精神科の訪問看護があり、市内の数は増えてきていると感じております。そのような資源で、関係づくりを行っていき、適切な治療につなげていくケースや認知症、初期集中支援チームがありますので、その方たちのところに医療系の専門職が加わるというのも、ご検討いただけないかと思っています。続いて25と26あわせてになりますが、避難行動要支援者の制度推進とあわせて、その次の個別避難計画の作成のところでは、なかなか登録者が増えないというところですが、ここ数年介護の世界ではケアマネージャーが個別的な計画を作るようになり、ようやく主体的に取り組んでいけるようになっております。本年度と来年度である程度、介護系の公的な計画を作るのかなと思っておりますが、そこで合わせて、この登録の台帳に登録するというところがまだ、介護系では足りないと思っています。やっと主体的に動けるようになったところで、ケアマネージャーさんに対して、この台帳に登録しようよってというところの周知、個別避難計画の作成とあわせて、台帳登録の周知っていうのをさせていただけるといいかなというふうに感じているのと、現場感として、この個別避難計画、あと2年で広がった後どうなっちゃうんだらうっていうのがつきまっています。見直しの時期であったりとかその後の展開みたいなものをもう少し早めに見える形にさせていただくと、積極的に取り組んで行きやすい環境ができるのではないかと。役割みたいな感じだとあんまり力が入らないかな。というふうに思っておりますので、ルールの明確化というふうに表明されてますが、先がどうなるかっていうのも、見える化していただけるとありがたいと思っております。29ページ最後です。防犯カメラの設置のところでは、私も犯罪のイメージがついちゃいますが、高齢者の行方不明の放送がよく流れると思うんですけど、これに活用できないかなっていうふうに思っています。家から出てどっちだとかですね、そのルートを探すときに、それが活用できるのかどうかかわからないですが。今年に1回、地区ごとに中学校区ぐらいですかね、東西南北分けて、防災カフェ、行方不明高齢者創作訓練みたいなされてると思うんですが、そういった機会をとらえて、カメラの活用とかですね、そういうのやっているとところもありますよってというようなことをご案内いただけると。行方不明高齢者はさらに広がっていくんじゃないかなというふうに考えております。

○川島委員長

ありがとうございます。ご質問というよりは、いろいろご提案をいただいて、いうふうに思っております。生活支援サポートにより支援があるのだからそちらとのネットワークがどうだ、ハード率というところでは精神科医療の訪問看護と一緒に手を組んで、行動個別避難計画っていうのを見ての方だけではなくてその周知ということをもっと徹底する、あるいは避難計画を立てた保存するとか、私も考えて、防犯カメラというのも、犯罪を防止するだけではなくて高齢者の行方不明の方への派遣ということにつなげてはどうだろうっていうふうに、いろいろ今書いてあるところだけではなくて、ここから先に一方つなげてはどうかというようなご提案だと

思います。結局特にすぐにご返答をできるかもわかりませんが、一言お願いいたします。

○田中主幹

講座、学生支援サポート衛生講座の内容を、高齢者だけで悪かったわけではないんですけどもさらにその共生社会って話の中で、子育て障害困窮分野の方もですね、しっかり支えられるような人材を育てていこうということで名称とプログラムの改編を考えています。言われた通り、講師としてですね依頼する段階で教育機関の方が非常に力になると思っておりまして、検討をしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○川島委員長

こういうご提案をいろいろ市民の方からも、広くいろいろ聞いていただいて次につなげていただければと思います。

○近田委員

私は12ページが絶対自分はやっぱ大事なんですけど、ここの中から環境や気づきみたいなものを、現場の気づきみたいな考えをお話したいと思います。

地域福祉活動推進委員会の下にもやっぱり通ずる福祉会がなどあったりしますが、社協さんから各種の方々からは、会議への出席から出前講座から、無理を言って出させていただいて、ほんとに感謝しております。前からの災害の避難行動支援の話で、音羽の第1回のケースに入れていただいて順調に進んでおるというふうにしておるんですが、その時に、福祉会は情報がないって民生委員だとかそちらと違ってそういった方々の情報がないもんだから、情報がないと違ってそういった方々の情報共有できませんかみたいな話を何度かさせていただいたんですけど、やはりなかなか個人情報との壁がありますので難しいっていうことでですね。それは、それをずっと続けていてもなかなかちが明かないもんですから、今、一部で民生委員が訪問活動をして、状況を聞きます。その時に、各福祉会という会があるので、そちらに毎月訪問したり、各施設ごとに訪問してきて、いろいろ話をさせていただいていいですかって言うのをですね、了解を取った方々に対して、福祉会があとフォローといいますか、民生委員の人数に比べて何倍か人数も出ますので、それでやるというふうな、それが一番スムーズに進んでいくんじゃないかなということで、進行させております。やはりなんて言うのでしょうか危なくなってきたときに病院連れていくとかそういうところはなかなか不可能ですので、危なくなるまでの長い間、いろんな話をお互いにして、孤独にならないような格好にしてあげるのが我々の仕事かなというくらいにとらえてですね、ゆるく訪問しようかというふうに思っております。それからサロン会でコロナ禍で大きく変わったのは、食べ物が使えなくなったことで、当然ながらそうなったんですが、そのあともほとんどなかなか食べ物って話が出てこなくなったんです。料理自慢のボランティアの方がやっていたんですが、再開までには至っていません。私どものサロン会も、作るのはまだ止めているのですが、安い弁当を買ってきて何かやったあとお昼近くなるものですから、お昼を食べて解散するということを、ようやく始めたんですが、すごく喜んでおりまして、やっぱりみんなで簡単な食事でもいいからやりながら、わいわいやるのが本当に健康体操と同等ぐらいに、精神的な喜びができて、ニコニコで帰っていただけるという効果っていうのは、やっぱすごいんだなというふうに、そう思います。そんなこともあります。最後に全体的な話なんですけど自己評価を見ていて、評価5ってというのが1件だけありました。よくやっていただけたと思いますが、もっと、本当に難し

いやつをある程度やったら、自己評価は5でいいんじゃないかなと私は思うんですね。奥ゆかしい市の方、社協の方ですのでまだまだというふうに思っておられるかもしれませんが、そんなふうな自己評価ですのでね、傍の評価はまた別ですから、本当に頑張ってやったんだという項目については、それなりの評価をつけて、もっとアピールしてばいいんじゃないかなという気がいたしました。以上です。

いいですか。

○川島委員長

ありがとうございました。近田委員のお話を聞きながら、確かにこの評価っていうところは、どうしても数値の評価になるんですよね。何回やったのが何人来たっていうことが多くなるんですけれども、権田委員がおっしゃったように、ずっとコロナで閉じていたサロンが開いて、そこに久しぶりに来てくれた方がものすごく笑顔でそこに来てくださったっていうことは、数値としては表せないかもしれないんですけどやっぱり地域の活動の大きな成果だと思うんですね。ですのでこういう成果とか、そういうことをやったよというところに、ぜひそういう現場で何が起きているか、どういう人たちが笑顔になったのかっていうことも、少し進めていただけると、とても嬉しいなって。そこがやっぱり地域福祉活動の問題の意味であり、そういうところが大事にしたいところだなということを改めて感じました。ありがとうございます。

○工藤委員

非常に丁寧な説明ありがとうございました。東三河後見センターの工藤です。冊子の方の15ページと16ページの基本方針3-1、教えて欲しいなと思ったことは。説明の中に今までは、定例開催から適宜開催でリアルタイムに重層的支援会議を開催したよということで、4回の目標値に対し9回、13回ということがあったんですけれども、この9回の重層支援会議の中で、本人さんがその会議に参加するような機会とか、そういったケースがあったかどうかなっていうところが1つお伺いにしたいなっていうことと、重層的支援会議はすごくこれからすごく大切な支援会議、仕組みになるのだろうと僕は思ってるんですが、他の地域ケア会議であったりとか、自立支援会議等の他の会議に何かこう、関連付けて会議体ができるようなものか、実施したことがあるのかなということ聞きたいこととしております。16ページの方ですが、こちらの方は生活困窮の方にも関わる支援で、社協さんの方の取り組みでフードバンクのご紹介がありました。今回作った第4次豊川市地域福祉計画の中の55ページの方の施策の取り組み充実の中にも、子ども食堂へと活動支援とかそういったものが載っておりますのでまたこういった活動が、できてきたのはすごいなというふうに思ってる場所なんですけれども、今度このフードバンクとかフードドライブをする内容、した内容とか実施されたものっていうのは、例えばこれは令和6年度が始まりますので、評価の時にはこういった文言が評価のシートに落とされてくるのかなっていうことがちょっと気になりました。わかりやすい説明をありがとうございます。

○川島委員長

こちら事務局への質問ということですが、重層の会議とその他会議の関係性のことですね。

○浅見補佐

重層の話になるんですけれども、本人が参加したことがあるかどうかということで、本人ではないけど家族の方にご出席いただいたことはあります。場合によ

りますので、専門家だけの時もあれば、ご家族だとか、以前ですと隣の家の方、つまり状況がわかる方に出席いただいたという場合もあります。私自身が出席したわけではないですが、別の会議体と合同みたいなきときあり、このへんも臨機応変にやっております。そのような説明になります。以上です。

○川島委員長

重層会議と地域ケア会議との関係性は。

○浅見補佐

そのことも含めての回答です。

○川島委員長

時間の関係がございますので、特にというところですがいかがでしょうか。

○川瀬委員

2点ほどお尋ねしたいことがありまして、私は下長山に住んでいますが、4年度の下半期から福祉委員会を立ち上げて、とりあえず9つの事業を定款規約の中にうたって、サロンを1つの事業としてうたって、とりあえずサロンから始めようということで、今軌道にのって、健全なご老人たちが大変参加率良くなって、ですが毎年春先に市役所から送付されます災害時要支援者っていうのが980世帯中34名の方がおられるが、4年度は他界された方が後からみつかって、民生委員児童委員がすったもんだした経緯がある。そういう方々の対策について、私ども内部の会議で使う、防災訓練消防訓練のほかに、区長経験者、民生委員児童委員、分担して、担当の方を決めて、電気がついていないか、ピンポンやったりして確認しております。介護者の対策について、ただ見守るだけでよいのか。何かよい事業があれば教えていただきたい。

2点目は、区長をやった経験があって、家内が主任児童委員をやっていますので、牛久保小学校の朝の見守りを可能な限りやっている。校長先生、教頭先生、公務主任の先生、担任の先生が立つのですが、中に必ず不登校という子が必ずおるのですが。毎日見ても二人はいる。そういった子の対策、何かいい方法はないかなと思っている。学校だけの責任じゃないんじゃないかな。学校に行きたくなる何かがないかなというも思うわけでありまして。お願いいたします。

○川島委員長

かなり個別性のある件かと思いますが、民生委員の方などが色々高齢者の方を訪問してくださっていますが、社会福祉協議会はいかがでしょう。

○田中主幹

下長山の委員会につきましては、実は、過去なくなったという経緯があって、そこから今の委員長さんが頑張ってますね、新しくまた再開というような動きをしていたと承知しております。その中でサロンを中心にやっていくという話で動いていただく中で、サロンに来れる方はいいのだけれど来られない方に対してどうするんだっていう話の中で、この見守りの活動をしっかりやっというふうなストーリーになって今やっただけということでございますし、非常に感謝を申し上げて、そういうサポートに入るところでございますけれども、日ごろの見守りの中で気になるようなことがありましたら是非包括支援センターの方に、ご一報ください。ソーシャルワーカー含めて訪問させていただいて、現状確認をさせていただき、早期発見早期対応ということでご協力さえいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○野村委員

2 ページ、自助、互助、共助、公助ですが、公助は大事ですが自助の個の確立が重要だと思います。関連するが、地域防災の避難計画、要支援者について聴覚障害者、手話をコミュニケーションとする人が地域で自分たちで何かあったときに手話サークルと連携をして、助け合うネットワークを作っている。ここをいれていかないと地域と離れてしまう。何かあったら支援が必要、支援するということが出てきますので、こういったところとリンクしていかないとまずい。ここは一切はっていないので。聴覚障害者は地域と交流できませんので、漏れている。いれていただく必要がある。

○川島委員長

公助と共助をどうリンクするのかをもう少し明確に書き込んでもらいたいという意見でありました。事務局は何か意見がありますか。

○事務局

記載については、またこちらで書き方とか表現の仕方を検討させていただきたいと思います。

○川島委員長

大変重要なお指摘だと思う。地域福祉計画はどこかだけが頑張るだけではなく、どうやって協働していくのかがみそ。同じ一つの目標でもどこがどう頑張るのか、もちろん自分たちも、しっかりと1つのシートの中でもどうやって一緒にやっていくのかってところがみえていけるといいと思います。時間の関係で進めさせていただきたいと思います。

議題2、成年後見制度利用促進計画の令和5年度の進捗状況について、事務局をお願いします。

○加藤補佐

では障害福祉課加藤から説明させていただきます。資料につきましては資料3となります。第4次豊川市地域福祉計画の第7章にある成年後見制度利用促進計画につきまして、令和5年度は計画の実施に向け、検討を進めてまいりました。お手元の資料3につきましては、令和5年度の検討したこと及び実施した内容について、指標ごとに進捗状況や成果内容をまとめたものとなります。それでは資料に沿って報告させていただきます。主要な取り組みの成果を測る指標の1、わかりやすいパンフレットの作成につきましては、掲載内容、完成後の設置場所の検討をしてまいりました。今年度6月にパンフレットが納入されましたので、今後は関係各所に設置をし、広報・啓発に努めてまいりたいと考えています。指標2、3の研修会、講演会、出前講座の開催数及び参加数については、開催数は9回、参加者数は191名でした。民事信託、リバースモーゲージといった今まで開催してこなかったテーマでの研修を企画し、一般の参加者が多く参加できるように、土曜日に開催をいたしました。今後につきましては、可能な範囲で研修会や出前講座の周知、開催を図っていきたいと考えております。続いて、指標4の受任調整会議の機能強化のための仕組みづくりについては、専門的な立場からの意見を取り入れるため、現在行っている受任調整会議を令和6年度より支援検討会議と受任調整会議の2部制に変更いたしました。支援検討会議では、新たに裁判所書記官やNPO法人東三河後見センターの方にオブザーバーとしてご意見をいただくことで、よりよい受任候補者の選定ができると考えています。新たにオブザーバーとしてご意見をいただくことで、よりよい受任候補者の選定ができると考えております。指標の5の市長申立実施件数は6件、6の成年後見に関わる相談件数は1,031件となっております。こちら

の2つの指標につきましては、今後も市と成年後見支援センターが連携をし、相談の受付体制や速やかに申立を行うことができる体制の強化を図っていきたいと考えております。続きまして指標7の中核機関の設置につきましては、市と成年後見支援センターの協働で令和6年4月より中核機関を設置いたしました。現在、両機関のホームページにて中核機関の内容を掲載しておりますが、市民や関係団体への周知を今後進めていきます。続きまして、指標8の協議会の設置につきましては、令和7年度実施事業となりますが、それに先立って、令和5年の2月に東京都立川市を視察いたしました。立川市の既存の会議体の協議会に取り込む方法を豊川市に合った形として取り入れて地域連携ネットワークの構築を今後の検討を重ねて行っていきたいと考えております。続きまして、指標9の本人を取り巻く支援体制の整備につきましては、後見開始前後の支援者会議の流れについて再度確認を行ってまいります。指標10の当事者団体・福祉関係者のニーズの把握につきましては、アンケートの対象者を決定し、それぞれに対してのアンケートを作成いたしました。現在アンケートを実施中であり、アンケートの結果をもとに指標11の把握したニーズをもとにした新たな取り組みの実施につなげていきたいと考えております。指標12の市民後見人の育成や活躍を支援するための仕組みづくりにつきましては、令和7年度に市民後見人養成講座を実施するために、NPO法人東三河後見センターとの連携体制の確認をいたしました。なお、愛知県主催の市民後見人養成講座の開催についても情報が入ってきておりますので、併せて動向を注視していきたいと考えております。続きまして指標13の法人後見支援を行うための仕組みづくりにつきましては、今のところ動きはありませんが、法人後見に関する課題のために、情報収集を行っていきたいと考えています。指標14の日常生活自立支援事業の相談件数、指標15の日常生活自立支援事業との連携体制を行うための仕組みづくりにつきましては、相談件数が年々増加しておりますので、支援体制の整備が必要であると考えております。また、日常生活自立支援事業から後見へ移行する際の手続きの流れについて整理をしていきたいと思います。なお、この計画作成時にもご意見を頂戴した豊川市成年後見支援センター運営委員会にも同様に説明、進捗状況の報告をさせていただいております。以上となります。ありがとうございました。

○川島委員長

ただいま、事務局から説明がありました成年後見制度利用促進計画の令和5年度進捗状況について委員の皆様からご意見やご質問をいただきたいと思います。特によろしいでしょうか。

それでは次に、議題3令和7年度豊川市地域福祉計画推進委員会について事務局より、説明をお願いします。

○中尾課長

令和7年度でございますが、第4次豊川市地域福祉計画の計画期間の中間継続ということになります。計画策定時に川島委員長長からも、取り組み手法について確認をする機会を設けてみてはどうかというご提案をいただいております。先ほどのお話の中でも計画は作って終わりではないというお話がございましたが、計画の中間年度になります来年度令和7年度に通常の全体委員会とは別に、事業進捗状況を深掘りするような小委員会を設けたいと考えております。例えば進捗が遅れているような事業がございましたら、その関連する分野の委員の皆様数名にお集まりいただき、今後の事業の検討深掘りをしていくような小委員会のような場をもうけたらどうかと考えています。委員報酬の予算化ということもあり、現在は予定というしかご

ざいませんが、そのように考えてよろしいか、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○川島委員長

ただいま、事務局から提案がありましたのは、計画の中間年となる令和7年度に、「取り組みの手法等について確認する小委員会」の設置を考えてみたいとの提案です。予算の状況もありますが、委員の皆様の中から数名参加していただくことを想定されているようです。みなさま、いかがでしょうか。これは私がやりたいと伝えたものですが、どうしても評価シートを全部見るというのは難しいので、じっくり考えるという機会を別に設けさせていたけたらと思っておりますので、お声がかかりましたらご協力をお願いできたらと思います。事務局の提案には予算が伴うこともありますので、実施の回数や実施の人数などについては、事務局に一任とさせていただき、委員の皆様には、実施ができるか、どのような形で実施をするのかなど、状況をお知らせしていくということでお願いしたいと思います。

私の感想みたいなところにはなりますが、昨日別の市町村の委員会に出ておりました、事務局の方に豊川の評価表を参考にさせていただいているとの話がありました。研究会として参加している地域福祉計画研究会を全国の何人かの先生方とやっているのですが、その時も豊川にヒアリングをさせていただいて評価指標について研究会の資料とさせていただき、冊子になって全国に配布がされています。豊川は評価を丁寧に考え評価指標も事務局が一生懸命に考え作ったということで、全国の注目を集めていると思っています。しっかりと進捗を管理したということまで進めていきたいので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で本日の議題は終了しました。ご協力ありがとうございました。最後に連絡事項がありましたらお願いします。

○浅見補佐

最後に1点ご紹介になるのですが、本日の資料で、重層的支援体制整備事業実施計画令和6年度版を置かせていただきました。昨年度のこちらの会議で、年度単位で作成し、別の会議でご紹介だけさせていただきまして、新しくできましたら皆様にお配りしますということで宣伝をしてもらったところです。こちらの6年度版が動き出しておりますのでこちらを配りした次第です。令和5年度版と令和6年度版で何が違うのかということなのですが、大きく2点あります。1つ目が16ページにある体制図です。こちら左上にある相談窓口の項目の支援関係機関等という箇所に、工藤委員から申し出いただきました東三河後見センターさんを書かせていただきましたので、連携強化になったかなと考えております。

もう1点が15ページにある推進員というのを配置しました。これはですね、庁内の話になるのですが、役所は当初の縦割りの壁が当然のようにあり、これによって救われない方やうまくいかないケースが出てはいけないということで、できるだけ庁内の連携を深めていきたいということで推進員を置き、一緒に活動する中で連携を深めていこうということで新たに始めさせていただいております。これが大きな変更点になっています。その他は、言葉尻を前の計画が5年度から始めますというところを5年度から始めましたと、修正をさせていただきました。以上になります。ありがとうございます。

○川島委員長

1点伊藤委員お願いいたします。

○伊藤委員

町内会で役員をやっておりまして、民生委員や福祉委員などの選定が一番困ります。

みんなやりたくない。この仕分けは非常にできているのですが、これと地元の町内会との接点がわからない。ただ、私が思うのは福祉とはなんだろう。福祉そのものは普通の人も幸せを求めるのですが、その願いのもとのいろいろな福祉だと思います。ここに入ってくると、支援する人支援しない人に分かれてしまっているのですが、支援する人を頼みやすいたときに福祉とはみんなで幸せになるというような、哲学があると役員を頼みやすいと思います。これはほとんどボランティアですので、ボランティアでやった上でもいろんな人を知ることや社会を知るなど、やりがいがあるということを教えてくれると役員を頼みやすいという気がしています。この概要を見ても最初に地域福祉とありますが、これも支える人から入っています。もっと福祉とは何かということから入るといいと思います。先生に福祉の定義を聞かせていただけるとありがたいです。

○川島委員長

この話をすると3時間くらいかかりそうです。この地域福祉計画っていうのは、作って終わりではないと最初に申し上げましたが、ここに書いてあるみんなの思いを地域の人たちに引き続き伝え続けるというのが、地域福祉計画において大事な部分になります。計画づくりを地域づくりに広げていくというのは、私たちだけで分かってはいけないと思います。ここに書いている言葉をどういう風に変えていくと伝わりやすいかをしっかりと考えていかないと、計画書は難しい言葉が並んでしまうので、私には関係ないわとなりがちですが、読み解くと自分にも関係があるのではないかわれ、ずっと地域の方へ語り続けていただきたいです。みなさまにはどう伝えていくかを考えていただけるとよいと思います。ありがとうございました。それでは事務局連絡をお願いいたします。

○柚原専門員

事務局から次回の委員会についてはご案内をさせていただきます。先ほどお話にもありましたが、来年度令和7年度の開催につきましては、今後委員長とも相談しながら予定させていただきたいと思います。委員の皆様にはお声がかかりましたら、お忙しい中とは存じますが、ご協力をよろしくお願いいたします。最後に今回、新しく委員となられました方は、委員報酬についてのお手続きをお願いしておりますので、後程、書類の提出をお願いいたします。本日は、長時間にわたりありがとうございました。気を付けてお帰りください。